

# 日本における女性政策ナショナルマシナリーの分析<sup>(1)</sup>

…「無私・無謬の官僚」 神話と女性政策マシナリーの困難

岩 本 美砂子

はじめに

日本において、二〇〇五年九月の「小泉・刺客選挙」のあとでさえ、他国に比して女性議員の比率が著しく低いことは比較的知られているが、他国に比しての行政における女性の少なさ（一六％）、地位の低さ（中央省庁の課長相当以上、一・七％）に関しては、余り知られていない。女性官僚が未だに珍しい存在であることが、「当然だ」と見なされている。また、多くの国の政府部内にジェンダーに関する政策を専門にする部署があり、その権限は日本の現内閣府男女共同参画局よりも格段に強く、他省庁の政策において、女性が不利になったり、女性が対象に含まれることを考慮しないようなことがあったりしたならば、意見を述べるところか変更を申し入れる正式の権限を持っていることも少なくないという事実は知られていない。

本稿は、一四カ国の女性政策マシナリーを比較した「Comparative State Feminism」<sup>(2)</sup>を参照しつつ、日本の

女性政策マシナリーとして、「婦人問題担当室／男女共同参画室／男女共同参画局」の創設と地位の強化と、及びそれが抱え込んでいる弱さについて考察する。なお二〇〇一年の「霞ヶ関改革」において総理府男女共同参画室が内閣府男女共同参画局に昇格したが、これを取り巻く状況は、「新しい」歴史教科書の公立学校での採択に失敗した「新しい歴史教科書を作る会」などが攻撃対象を男女共同参画社会基本法（一九九九年に全会一致で採択された）によって義務づけられた自治体における男女共同参画計画・条例へとシフトさせ、「ジェンダーフリー・バッシング」に邁進したことから、かなり厳しいものになった。本稿では時期を男女共同参画局の成立までに限定するので、「ジェンダーフリー・バッシング」をめぐる攻防は注記の書物にゆずる<sup>3)</sup>。しかしまだ行政機関としての男女共同参画局がこれにどう対処したかは検討されていない。筆者の他日の課題としたい。

### 日本の行政・婦人問題担当室以前

日本の行政官僚制は、人口に占める公務員の比率もGDPに占める国家予算の比率も、低い。それが社会の混乱を生まなかったのは、明治以来一九九〇年代までの日本社会のなかで、「官僚（男性）は無私の有徳者であり、知的にも優越している」という儒教的ニュアンスの神話が国家への信頼を担保していたためであり、また、年長の男性名望家によってあうんの呼吸で運営される「コミュニティの和」が尊重されていたためである。保守政治家は、税金によってまかなわれる諸利益のブローカーとして、なかば軽蔑して考えられていた。しかし、「コミュニティの和」によって市町村議会の保守系無所属男性候補が「地区推薦」されてきた。それは、定数

が大きくても単記制の選挙制度のもとでは、ほとんど当選と同じ意味であり、女性が割り込む隙間は非常に小さかった。彼らのリーダーが都道府県議会議員となった。そしてこうした保守系議員のネットワークが、国政の保守政治家を支える草の根ネットワークとして働いてきたし、官僚の打ち出す新政策と、コミュニティの伝統との調整にあたってきた。

医療・教育・介護といった人的サービスは、年長男性の世界観に従って、基本的に家庭のなかで女性が無償でまかなうものとされ、国家の予算も人員も多くは振り向けられなかった。「男は外・女は内」という性別役割分業が、コミュニティの和とイエの和の鍵とされてきた。家庭が生産や流通の仕事を負っていたときには、「内」であつても社会から孤立することは少なかったが、家庭の機能が少なくなるにつれ、女性の役割は家事と育児だけである場合も増えた。欧米で専業主婦という生き方が一般化したのは一九二〇年代であり、日本では一九七〇年前後であつた。しかしそれが、古来からの正しい在り方だと誤解されて受容されていた。一九五五年から九三年まで一党支配を続けた自民党にとって好ましい女性の在り方は、この規範に沿つたものであつた。

革新系といわれる社会党・共産党の政治家は、反日米安保条約、反憲法改正をにかけており、いわば日本の「見えないベルリンの壁」の東側にいた。彼らは、安保・防衛問題での自民党政府との決して勝利に至らない対決を無限にくりかえして、西欧の社民党に比べて、労働者への配分や、介護の社会化という課題に熱心ではなかつた。彼らにとつてしばしば福祉とは、資本主義が労働者階級を懐柔するための「毒まんじゅう」であり、真正面から歓迎することが少なかつた。しかし具体的に政府が提供するサービスが少ないということは、女性の無償労働への依存を継続することであつた。「毒まんじゅう」論は、日本の革新勢力も実は「女は仕事に出てもよいが、家事・育児・介護には手を抜くな」という性別役割分業観を持つていたことの証左なのである。

彼らは一九六〇～七〇年代の革新自治体では、福祉に熱心にとりくんだが、男女の性役割論を変更するにはい  
たらなかった。

日本の第二波フェミニズムは他の先進国に比べて弱いもので、男性官僚による政策過程のイニシアティブや  
男性政治家による利益の斡旋の独占を破るものではなかった。<sup>(4)</sup>日本の行政のなかに「婦人問題担当室」が登場  
するのは、国連国際女性年の一九七五年であり、ここには、「外圧に弱い」という日本の政治のもうひとつの特  
徴が見える。日本の官僚は、欧米における先進的な政策事例を日本に紹介する役割を果たすことで知的権威を  
保っていたが、「何を」紹介するのかは、約半数が東京大学法学部のOBからなる男性上級官僚の持つ世界観と  
各省庁のカルチャーに任されていた。女性官僚について言えば、まず国家公務員全体に女性が占める割合で約  
二〇%にすぎず、四〇%前後におよぶ他の先進国とは様相を異にしてきた。<sup>(5)</sup>課長・局長・事務次官の地位につ  
ける上級官僚（「キャリア」と呼ぶ）に女性が占める割合はさらに低く、二〇〇六年でも課長に準じる以上の官  
僚のうち女性が占めるのは一・七%にすぎないのだから、一九七〇年代には本当に例外的存在であった。

こうした、ほとんどフェモクラット（フェミニスト官僚）の存在余地がない官僚社会のなかで、男性官僚た  
ちにとつて「日本の固有性」を壊すと考えられたり、重要だと考えられなかったりした外国の事例は、「輸入す  
るべきもの」から排除されて、国内で紹介されなかった。そしてその分野で、国内基準と国際基準とのギャッ  
プが広がった場合、国際基準に合わせるようにと国外の圧力が高まると、官僚たちはあわててギャッチアップ  
をはかったり、逆に日本には特別の理由があるのだからと、国際基準からの例外扱いを求めたりしてきた。

一九七九年の女子差別撤廃条約へ署名するかどうかは、このギャッチアップ路線か特殊性の主張かの、難し  
い選択であった。外務省の政策決定過程における起案は、関連省庁の消極姿勢から後者の方針で進んでいたが、

女性を中心とした国内世論の高まりと、三木武夫内閣が先進国としてのメンツを選択したことによって、最初の署名国グループにすべりこんだ。

女性政策は、それまでも労働・厚生・文部・農林・通産・法務など多様な省の仕事に関わってきた。戦後占領軍が女性政策の担い手として導入したのは、米国型の労働省婦人少年局であった。しかし国際社会の要求に応えることや、高度に縦割りになっている各省の利害がぶつかる領域を調整することは、以上のような従来型の官庁のどれかひとつに任せることが難しかった。こうして、内閣総理大臣官房・公務員人事・賞勲・統計・青少年対策・老人対策・地域改善対策・交通安全対策などを担う雑多な省庁であった総理府の内閣審議室に、「婦人問題対策室」が設けられたのである。しかしこれは、閣議決定で作られた婦人問題企画推進本部という各省事務次官の連絡組織を補佐する、法的根拠のない機関であった。ようやく一九九二年に内閣官房長官が担当大臣になることになったことにより、これを補佐する機関という外形が備わった。政令による根拠が与えられるのは、婦人問題対策室が設けられて一九年後、自民党一党支配が終わった後の一九九四年であった。

日本の官庁機構は、いったん作られると削減されたり統廃合されたりすることが非常に少ない。このため常に肥大化傾向を抱えているが、これを押さえるため、一九六八年に国家公務員総定員法ができ、原則的に約五〇万人の現有人員（当時）を超えないことが定められた。また、各省が部局を増加するためには、必ず同じだけの部局の数を減らすことになった。なお、一九八四年には、それまで法律事項であった行政機構の変更が、局レベル以下については政令で行うことができるようになった。

一九九〇年代になって、日本の欧米へのキャッチアップ型の近代化は完了し、国際化・情報化の進展のなかで、官僚が明治以来持ってきた知の権威が揺らいだ。こうした状況のなかで行われた二〇〇一年の国家行政組

織の変革は、形の上では戦後改革に匹敵するものであった。一府二省庁から一府十二省庁へと統合が進み、労働省婦人少年局の後身の女性局と、厚生省の児童家庭局は統合されて、「雇用均等・児童家庭局」となった。総理府の婦人問題担当室は、一九九四年に政令による基礎を持つ男女共同参加室となっていた。二〇〇一年の行政組織改編を定めた一九九九年の法律では、他の省の多くの局が統廃合されるなか、他の省庁よりも一段高い格付けを持つ内閣府の男女共同参画局へと発展した。そして国際社会における日本女性の見劣りのする地位の改善と、急速に進展する少子化とに対応することが求められている。

この論文では、一九七五年の発足から二〇〇一年に局になるまでの、総理府・内閣府に設けられた女性政策マシナリーの導入強化を、国内政治の流れとすりあわせて論じ、日本の国家と社会の関係のなかで、こうした変化が意味しているものを問うていく。本論執筆に当たって参考とした「Comparative State Feminism」の各章は、女性政策ナショナルマシナリーの創設・組織・政策への影響・女性団体との関係からなっているが、この論文は「創設・組織」を集中的に論じたものになる。<sup>(7)</sup> 日本の場合、大蔵・通商・運輸・建設・農林水産といった伝統のある省庁に対して、一九七一年発足の環境庁（二〇〇一年より環境省）のような新参の調整官庁は、一段低く見られがちである。それは、一九三八年発足の厚生省や一九四七年発足の労働省といった、一見新しい省と対比しても、後二者が内務省社会局以来の伝統を持っていることから、到底かなわない。婦人問題担当室・男女共同参画室・男女共同参画局は、環境庁・環境省と比べても低い位置づけにとどまり、他の省庁の官僚が持っている世界観を変革するような、ジェンダーに関する斬新な政策を打ち出すことの困難に直面してきた。

日本の他の部局と同じく、婦人問題担当室・男女共同参画室は、政治任命のまったくない省庁ごとに資格任

用された公務員によって運用されてきた（二〇〇一年内閣府に新設された男女共同参画局には、若干の任期付き民間人が加わった）。他省からの出向が多く、独自色を出すことが難しかった。もし他国のような政治任命が行われた場合、政治任命官僚によって、表向けのパフォーマンスはもつと派手になり得たかも知れない。しかし日本では他の省庁における生涯職としての単一省庁所属という官僚の任用方法を含むカルチャー<sup>8</sup>が変わらない限り、自分の世界観を「省益≠国益であり、自分たちは無私で有徳な統治の責任者だ」の価値観だとして疑われないエリート男性官僚たちと駆け引きをすることは、並大抵の苦勞ではない。女性政策マシナリーのみに限られる政治任用は、もし導入されたとしても、他省庁のあり方が大きく変わらない限りその効果は、大きくないであろう。

### 女性政策マシナリーの誕生…大きな外庄・小さな内庄

日本の省庁は、大臣に率いられた省と府、長官が国務大臣を兼任する庁と、長官が事務官僚からなり閣議に出席しない庁とからなっている。省・府のすべてと庁のいくつかには大臣または長官官房があり、ここがスタッフ機能を果たしている。実務は局が担っており、局長の下に次長・課長がいる。局長および官房長は、官僚の出世の最高位である事務次官に就くために、必ず歴任するナンバー2のポストである。政権交代は日本ではしばしば自民党内で起こったが、非自民八党連立内閣にかわった一九九三年七月の政変によっても、行政府で入れ替えがあったのは二二人の大臣と二四人の政務次官（彼らは通常国会議員である）にとどまり、官僚のトッ

プである各省庁の事務次官はひとりも更迭されなかった。

労働省婦人少年局は、初代から厚生省との合併にいたるまで、ひとりの例外を除いて女性が局長の座を占めてきた。この局長職は、過去にたった一度だけ労働事務次官に女性が就いた時を除けば、全一般行政職女性公務員の最高位でありつづけている。労働省はその設置法に女性問題に関する調査・連絡調整が入っていたので、一九七五年まではここが女性関連政策の軸となっていた。しかし日本の労働行政は女性の権利推進に関してきわめて消極的であり、一九六〇年代から七〇年代にかけて、女子のみの結婚退職や早期退職といった企業のやり方を性差別だとして取り上げて解消をはかったのは、立法や行政ではなく司法であった。女性労働に関してこれほど消極的であったのだから、それを超えて性差別一般に関する問題意識は、一九七〇年代の国内の行政からは出てこなかった。

婦人問題担当室は、三木内閣によって一九七五年、総理府における大臣官房の内に設けられた。室長は歴代女性である。初めは総理府採用の女性官僚ではなく、女性のキャリア官僚を多く採用している労働省から、出向で室長を迎えていた。九代目の室長坂東真理子（一九九三年～九四年）が、初めての生え抜きである。

既存の省庁を超えた女性問題担当課長の連絡会が、一九六五年に自民党の要請で作られていた。おそらく都市部の女性が革新政党や新しくできた公明党を支持する傾向が強かったので、政府と自民党で対策を持つべきだと考えられたのであろう。しかし省庁ごとに独自性が高く相互調整が困難な日本の行政の縦割りカルチャーの壁もあって、成果は上がらなかった。

一九七四年に、田中角栄首相の金権スキャンダルによる辞任を受けて、クリーンなイメージで自民党の人気挽回をはかった三木首相は、一九七五年の年頭に「国際婦人年にあたって」というメッセージを出している。

彼はその前後に、労働省ではなく総理府と総務長官が国連で取り上げられている女性問題を担当するようにと、指示を出した。国連ではこの「国際女性年」の三月に、婦人の地位委員会メンバー国を中心に国際女性年諮問委員会が開かれ、世界行動計画が起草されていた。そこに各国に女性政策に関わるナショナルマシナリーをつくることが書かれていることがわかり、当時労働省にあった「国際婦人年国内連絡会議」という官庁横断型の連絡会議に、情報が入った。市川房枝・石本茂・土井たか子といった女性国會議員が、ナショナルマシナリーを問題にした。六月の国連世界女性会議メキシコ大会の直前、参議院予算委員会と衆議院労働委員会において女性問題集中審議がひらかれた。当時女性衆議院議員は一・四%、参議院議員では六・三%と少なかったが、官僚の世界での女性の少なさよりは、よほどましであった。また、メキシコ会議開会直前、衆参両院の本会議で「国際婦人年あたり女性の社会的地位の向上をはかる決議案」が可決された。

政治のイニシアティブで、関係省庁の連絡会議に加え、民間人による会議と担当行政機構が作られることになり、九月二三日に婦人問題企画推進本部を総理府に作る事が閣議決定された。本部長が首相、副本部長が総理府総務長官で、関係十省の事務次官からなる連絡会議であった。同時に本部長が委嘱する若干の民間人参加が置かれ、さらに首相の委嘱する有識者からなる婦人問題企画推進会議も作られた。そしてそれらの事務局として、総理府審議室の参事官以下七人からなる婦人問題担当室が作られ、業務を開始した。

こうしたイニシアティブの背景として、三木自身のリベラルな姿勢とともに、前任の田中角栄首相が引き起こした金権スキャンダルが、男性より倫理観が高いと言われてきた女性有権者に「自民党離れ」を起こさせる危険性があつたことが指摘できる。一九七五年四月の統一地方選挙では保守系の現職知事たちが圧勝したが、東京都・大阪府・神奈川県の知事を革新側が取っており、大都市の女性たちの革新指向は、自民党にとって秘

かな脅威であった。

婦人問題担当室の最初の業務は、婦人問題企画推進会議の人選、国内行動計画をつくること、都道府県への啓発、女性公務員と女性審議会委員の登用の推進であった。また十一月五日には、前年の労働省の予算要求によって、労働省・総理府・財団法人国連協会の共催で「国際婦人年記念日本婦人問題会議」が開かれた。これは天皇・皇后が出席したもので、ウーマン・リブ系のグループからは、第三世界と連帯しようとしたメキシコ会議のNGOフォーラムの精神を裏切り、政府の「アリバイ」として女性問題を棚上げにする試みだとの厳しい批判が出た。<sup>10</sup>その後、政府の主催によるこうした会議は開かれていない。

他方、市川房枝などのリーダーシップで前年から準備されていた、「国際婦人年日本大会」が十一月二二日、婦人有権者同盟のような老舗の女性団体や、女性専門家団体、労働組合婦人部、消費者団体、各政党との友好関係にある女性団体など四一団体によって開催され、政府の政策を監視したり提言を行ったりする「国際婦人年連絡会」をつくった。ウーマン・リブ系のグループが既存の議会や行政に懐疑的で距離をとったのに反し、こうした超党派の大きな団体が、婦人問題担当室や他の省庁へのロビー活動に慣れていった。

日本では官僚は、一方で政（保守政治家）・官（官僚）・業（政策の執行によって利益を受ける業界団体）の癒着による汚職の温床になっていると批判されながら、他方で「無私で、政治的に中立で、権威が高い」と素朴に信じられていた。これに対比して政党、とくに保守政党は「私腹をこやす人々」として白眼視される傾向があり、一九七〇年代中盤には、ロッキード事件などの問題があった。しかし多くの女性団体が超党派的に「大同団結」したことで、「国際婦人年連絡会」は政党政治への不信を回避して、女性たちと「私心がない」と認識されていた行政との接点となった。同会は五年ごとの節目に大会を開いたり、歴代総理に女性政策マシナリー

の強化を申し入れたりしてきた。

民間人からなる婦人問題企画推進会議は、何度も女性に関する政策について政府に申し入れをおこなった。官僚の連絡組織である婦人問題企画推進本部は、国内行動計画を一九七七年一月にまとめ、十月には「国内行動計画 前期重点目標」を決定した。一九七八年一月には婦人問題担当室が『婦人の現状と施策』第一回報告書』を、各省の協力を得て刊行した。

### 女子差別撤廃条約への署名…あやうかった勝利

一九七〇年代後半の日本政治は、刑事被告となり自民党を離党したが衆議院議員をつづけ、自民党内最大派閥を率いていた田中角栄、および別の派閥の長でありつつ彼の盟友であった大平正芳と、自民党内では田中批判の先鋒であった福田赳夫との間での派閥闘争（「角福戦争」）が正面を占めていた。一九七八年、大平は党総裁選立候補にあたって「家庭基盤の充実」政策を掲げた。これは高齢化と商品化が進む社会を、女性の妻・母・嫁としての役割を強調することによって切り抜けようとするものであった。同年十二月の自民党総裁選挙では大平が福田に勝利した。女性たちは、第二次石油ショックから来る不況に加え、国際婦人年で高まった女性の社会進出への追い風が、逆風に変化したと感じていた。

一九七九年の四月の統一地方選挙で革新自治体の時代は終わりを告げたが、自民党政権は安泰ではなかった。九月に衆議院で内閣不信任決議が出され、大平首相は解散権を行使した。このときは、五月までのロッキード、

事件の報道と大平の一般消費税導入の方針とが国民の「自民党離れ」を招き、自民党は非常に危うい勝利しか手に行きできなかった。

一九八〇年五月一六日に、またも野党から衆議院に内閣不信任案が出された。与野党間の僅差にくわえ、大平首相に不満を持つ自民党内の派閥が支持・棄権に回り、決議が可決され、一九日に衆議院解散の手續きとられることになり、「ハプニング解散」と呼ばれた。投票日は、参議院議員選挙の投票日と同じ、六月二二日になった。この衆参両院のダブル選挙のさなかの五月三一日に大平首相が入院、六月十二日に死去し、最大政党内の党首不在の選挙となった。

一方六月七日、朝日新聞一面トップに「婦人差別撤廃条約 署名見送り——法改正のメド立たず」という記事が出た。<sup>12</sup>日本が差別撤廃条約の要件を満たすためには、雇用平等法の制定（労働省所管）、国籍法の父系主義から父母両系主義への変更（法務省所管）、家庭科の女子のみ必須から男女共修への変更（文部省所管）の三点を満たすことが必要だったが、それが実現しそうになく、七月の国連世界女性会議コペンハーゲン大会での日本の署名が危うい、という女性記者による記事であった。日本の企業は基幹的な業務に女性を入れることが非常に少なかったが、語学力によって採用されていた少数の女性ジャーナリストがいた。自民党政府に批判的にインテリ好みの記事を載せる朝日新聞の読者の女性は、この記事に大いに刺激された。危機感を強めた「国際婦人年連絡会」は、一六日に外務省や総理府に署名を求める申し入れを行い、「婦人問題企画推進会議」も一九日に首相の臨時代行の伊藤正義と外相あてに要望書を提出した。

二二日の衆参同日選挙が自民党の大勝で終わった後、二七日に婦人問題企画推進本部において各省課長をメンバーとする連絡会議による協議がなされた。その場で法務省が国籍法改正に前向きな姿勢を示したため、よ

うやく労働・文部の二省も批准受け入れの方向で動き、署名が可能となった。女子差別撤廃条約署名の閣議決定が七月一五日で、このときはまだ臨時代行の伊藤が閣議を仕切っていた。一七日がコペンハーゲンでの署名式だったが、同日首相として鈴木善幸が指名されたのであった。もし政界がダブル選挙という異常事態に入っていなかったとしたら、保守的な大臣たちの反対によって、一九八〇年の署名は見送られていたかもしれない。<sup>13</sup>

### 女性政策マシナリーの政令による基礎付け…政権交代のなかで

「家庭基盤政策」を含む大平の方針を受け継いだのは、鈴木よりむしろ、一九八二年十一月末に自民党総裁・首相となった、中曽根康弘であった。中曽根は、「国際化・高齢化・情報化」に対応するため、「日本型福祉社会」と行政改革が必要だと主張した。当時経済界は、二度の石油ショックを「日本型経営」<sup>14</sup>で乗り切ったという自信を持ち、自分たちが減量経営でスリム化を推し進めているのに、政府が赤字財政に頼っているのは無視できないという声が強く、福祉や教育への財政支出を抑え、公営企業の民営化を推し進めよと提言した。この「日本型福祉社会」とは、政府のサービスによらず女性の家庭内の無償労働で高齢化に対応しようという、反フェミニズムの主張であった。

一九八五年の七月には、ナイロビで国連の第三回世界女性会議が開催された。ナイロビ戦略では、ナショナルマシナリーの重要性が強調された。<sup>15</sup> 他方九月にアメリカからの圧力を受けたブラザ合意により、一ドルが二四〇円から一二〇円へと切り上がった。これ以後日本経済は、一九九〇年までつづく円高・株高・地価高騰の

バブル経済に入った。この好景気は税収に反映され、行政改革の圧力がゆるんだ。男女雇用機会均等法が一九八六年から実施され、好景気が女性労働力の進出を後押しし、「女性の時代」と呼ばれるブームが起きた。このブームの一環に、一九八六年九月に土井たか子が社会党の委員長に選出されたことから起こった、女性政治家ブーム<sup>16)</sup>があった。中曽根首相は一九八七年十月に退陣するが、彼の政権の時代には、女性は自民党政治への脅威とは感じられなかった。その在任期間で記すべきことは、二一年ぶりに女性大臣（石本茂環境庁長官）を任命したこと、同年五月に新国内行動計画が決定されたことである。女性政策を後退させる方向で労働省婦人少年局の廃止も論じられたが、女性団体の抵抗にあつて果たされなかった<sup>17)</sup>。

「女性」が日本政治のアクターとして真剣に受け止められたのは、一九八九年七月の参議院議員選挙で、女性の社会党候補がもてはやされ、自民党が過半数割れを起こしてからである。自民党は衆議院の優越原則によって、参議院で指名された土井たか子をしのぎ、自党から首相を出すことができた。こうして誕生した海部俊樹首相は、歴代の女性大臣の合計でも三人しかいなかった文脈のなかで、初めて同時に二人の女性大臣を任命し、目を引いた（高原須美子経済企画庁長官——民間から——、森山真弓環境庁長官——官房長官の不祥事により、まもなくそのポストに横滑りした<sup>18)</sup>）。さらに海部内閣の時期には、一九九〇年六月に出た前年の統計から、出生率の下降が継続していることに注目した「一・五七ショック」<sup>19)</sup>が起こった。一九八九年の社会党女性議員の進出は、「日本型福祉社会」政策に対する女性の怒りの表れであるとも受け止められており、これ以降女性のみへの無償のケア役割の押しつけは、逆に少子高齢化をすすめる社会的マイナスだと意識されはじめた。

一九九一年の五月には婦人問題企画推進本部から「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行計画（第一次改定）」が出された。この改定にあたって婦人問題企画推進企画民間会議の意見が四月に出されているが、そこでナシヨナ

ルマシナリーの重要性が強調されていた。<sup>20)</sup> 同年八月には、海部首相によって、ナショナルマシナリーの強化を検討する民間人による会議が設けられた。同会議には元労働官僚で婦人問題担当室長も経験した赤松良子や元経済企画庁次官の宮崎勇、元総務省次官の古川源六郎が入っていた。<sup>21)</sup> この会議のメンバーは、先進十カ国でナショナルマシナリーを調査した。彼ら彼女たちの間では、女性政策マシナリーの強化のみならず、その職務に方針を与える「男女平等基本法」のようなものを作る必要性が認識されていたと言われるが、文書は残っていない。<sup>22)</sup>

一九九一年十一月に発足した宮沢喜一内閣では、ひとつの前進があった。一九九二年十二月から、内閣官房長官が「女性問題担当大臣」の職務を担うことになったのである。初代は河野洋平長官であった。<sup>23)</sup> このときの内閣改造は、自民党最大派閥であった「竹下派のドン」金丸信自民党副総裁の佐川急便猷金疑惑による議員辞職（十月一四日）と十二月の竹下派の内紛・分裂という状況を利用して、総裁を出さない最大派閥による小派閥出身の首相に対する陰からの支配（いわゆる二重権力）から、宮沢が自立を求めて起こしたささやかなクォーターであった。その証拠は、郵政民営化が持論の小泉純一郎を郵政相にしたことと、一時自民党を離党して新自由クラブ結成の経歴を持ち、田中派（後に竹下派）に弓を引いたことのある河野自身の入閣であった。このときまで婦人問題担当室に法的根拠はないままだったが、総理府における官房長官の補佐業務という外観が備わり、女性政策マシナリーは一步強化された。女性行政に関して総理府とライバルの労働省官僚の反発が懸念されたが、先に政治的決定をしておいて、あとで労働事務次官に通知するというトップダウンのおかげで導入された<sup>24)</sup>と言おう。

一九九三年五月、婦人問題企画推進本部機構に関する検討会が、ナショナルマシナリーの強化について報告

書を出した。前年の年末、検討会の有馬真喜子、藤原房子（ともにジャーナリスト）が真夜中まで原案を一生懸命書いたけれど、事務局に削られつづけたと回想している。日本の官僚は実現が可能なものしか文書に残さない。残した場合、それが実現されなかったら責任問題が生じるからだ。彼らは「無謬性」を誇っていた。こうしてアンダーグラウンドな官僚の抵抗と、民間人による検討会とのバトルがおこなわれた。最終文書では、女性政策マシナリーについて必ずしも法的整備をおこなわないというトーンダウンしたものになった。婦人問題企画推進有識者会議に関しても「諮問機関による国民の意見の取り入れ」と書かれ、法的なバックアップのある「審議会」とはならなかった。

女子差別撤廃条約署名の際には、衆参ダブル選挙と首相の死亡という異常事態のなかだったが、ナショナルマシナリーの強化の決定に際しては、もっと大きな政変が重なった。同年六月一八日に自民党の若手の離反や最大派閥であった竹下派の内紛から、野党が提出した内閣不信任案が可決されたのである。一九九二年にできた日本新党が、政治改革を唱えて、国民的人気を得ていた。この政治改革とは、衆議院議員選挙の、中選挙区単記制から小選挙区制と比例代表制との組み合わせへの変更である。一九四七年からつづいてきた定数が原則三〜五人である中選挙区単記制は、多数政党においては同じ党に属する候補が同士争いをし（だから、党内派閥が重要であった）、政策による競争ではなく、利権や道路の側溝のフタの改修とか、冠婚葬祭への金一封といった有権者への「サービス合戦」が不可欠とされ、不透明な政治資金が大量に必要だと大いに批判された。

宮沢首相は衆議院の解散総選挙に打って出た。投票は七月一八日であり、日本新党と自民党の若手の一部からできた新党さきがけが、過半数割れを起こした自民党とそれ以外の野党とのどちらと組んで政権につくかが焦点となって、結局後者が選択され、八月九日細川護熙非自民八党連立内閣が成立した。婦人問題企画推進本

部が、「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」を発表したのは、投票日直前の七月一四日であった。婦人問題企画推進本部が男女共同参画推進本部に改変され、本部長が次官から大臣に格上げされるとともに、審議会の設置と事務方としての男女共同参画室の整備がもりこまれた。

なぜこの時期に政令による基礎付けの方向が出されたかについては、次のように考えられる。当時女性をめぐる大きな争点は、先のアジア太平洋戦争の際、日本軍が組織的に性的サービスを植民地や戦地の女性たちに強制し将兵のための「慰安所」を作った事実があるにもかかわらず、従来日本政府が民間業者のおこなったとして、公的責任を認めてこなかったことであった。第二波フェミニズムが東アジアでもようやく根付いてきたなかで、一九九一年韓国の金順子キムヒョウが、はじめて自分がかつて「慰安婦」にされていたと名乗り出た。日本政府はなおも責任を否認していたが、翌九二年一月に東京大学教授吉見明が、防衛庁内の資料によって政府の公的関わりを証明した。日本政府へのアジア諸国からの批判は激しく、国内でも政府に公的関与を認めよという女性たちの声が高まっていた。このときも朝日新聞と女性ジャーナリストが大きな役割を演じた。<sup>287</sup>一九九三年八月になって、日本政府、具体的には総選挙も終わり辞任直前であった河野官房長官が、公的関わりを認めた。このことから類推すると、リベラルな立場をとる宮沢首相と河野長官は、彼らが政権の座を去る直前に、何とか女性政策で前向きな道をつけておきたかったのだと言えよう。

八月九日に誕生した細川内閣では、女性が三人入閣した。そのうち赤松良子文部相（民間から）と久保田真苗（経済企画庁長官）の二人は元労働省官僚で、久保田と広中和歌子環境庁長官は参議院議員だった。細川内閣では、最大課題の選挙制度改革については、与党の一角であった社会党の左派議員の造反で、野党自民党と妥協せざるを得なくなった。また、自民党抜きで予算案をつくるのが三八年ぶりであったのと、細川首相の佐

川急便政治献金疑惑とで政治過程は混乱し、予算の成立は翌九四年四月下旬にずれ込み、細川首相の辞任と引き替えになった。そのあと一九九四年六月、非自民少数連立の羽田孜内閣のときに男女共同参画室および男女共同参画審議会設置に関わる総理府本府設置令が出され、ようやく政令によるバックアップを得た。この過程においては、前の細川内閣の官房長官兼女性問題担当相であった新党さきがけ党首、武村正義の「強いご決断」<sup>25</sup>によるところが大きかったと言われる。中曽根首相の行政改革以降、審議会であつても新設は大変困難になつていたので、押し切つたのであつた。

### 男女共同参画ビジョンから男女共同参画社会基本法へ、そしてナショナルマシナリーの法制化へ

一九九六年六月三〇日には、社会党の村山富市を首相とする社会・自民・さきがけ連立内閣が成立した。七月には、内閣の全員による男女共同参画推進本部が組織された。村山首相は、一九九五年八月の北京世界女性会議をにらみながら、男女共同参画審議会に二一世紀に向けた総合ビジョンづくりを諮問した。元NHK解説委員の縫田暉子が会長で、男女共同参画社会がなぜ必要なのかの理念の部分が第一部会、国内の制度整備が第二部会、国際的な関心事項が第三部会で話し合われた。答申は、同じ連立の組み合わせで首相が自民党の橋本龍太郎になったあとの一九九六年七月末におこなわれた。

ここで少しナショナルマシナリーとは離れ、選択的夫婦別姓の問題に触れたい。戦後改正された民法親族編において、夫婦は夫または妻の姓のどちらかを名乗るとされ、形式上平等となつていたので、女子差別撤廃条

約には抵触しないとされた。しかし企業社会で働く女性が増えたにもかかわらず、男女半々でなく夫の姓を選ぶ法律婚カッブルが七七%であるという実態は、ほぼ女性のみ不便と差別を感じさせた。そこで一九九六年二月に、法務省法制審議会が選択的夫婦別姓を含む民法改正案要綱を答申した。通常の内閣提案法案の場合、審議会が改正法案要綱を出せば、技術的な修正をともなつて、省議・内閣法制局のチェック・事務次官会議・閣議を経て国会に速やかに上程される。ところが夫婦別姓に関しては、「家庭を破壊するもので日本の伝統に反する」と自民党の年長男性議員が猛反発し、国会上程前の与党審査手続きが停止した。結局今日まで夫婦別姓は他党から議員提案がつづけられているものの、法制化されていない。

ここで男女共同参画室は、夫婦同氏の強制は女性の権利を侵害していると、口をはさむことがなかった。振り返ってみると、法令の根拠を持たなかった時期の婦人問題担当室も、ザル法と言われた一九八五年の男女雇用機会均等法の不十分な点に関しても、家庭科の男女共修が一九九〇年代にずれ込んだことにも、一言も口をはさんでいない。いまや政令によるバックアップができたからと言って、男女共同参画室が「他省庁の所轄事項に口を出さない」という日本の官僚のカルチャーを破ることはなかった。<sup>31</sup> 省庁横断的な対応が必要であるからこそ、女性政策マシナリーは特定の業務担当官庁ではなく総理府に設けられたはずであったが、霞ヶ関の文化に不慣れな一般女性や女性団体が期待するような大きな役割は、担わなかった。二〇〇一年に内閣府で総合調整機能を担う局に昇格してからも、この行動様式に目だった変化が見られない。しかしこれは、男女共同参画室の問題というよりも、日本における明治以来の縦割りの行政のカルチャーの問題である。例えば内閣法制局、衆議院・参議院の法制局が必ず新法案の男女に及ぼす影響の差をチェックするように制度変革を行うには、十年、百年単位の展望が必要かも知れない。

男女共同参画審議会の、一九九六年七月の答申に戻ろう。この「男女共同参画室ビジョン」は、はじめて行政文書に「ジェンダー」という言葉をもちこみ、女性のみでなく男性も、意識のみでなく「社会システム・社会制度・慣行」も変革の対象としており、大変意欲的なものであった。<sup>33</sup> また、当時男女共同参画室室長でさえ不可能と考えた、男女平等に関する基本法の導入さえもこむことができた。<sup>33</sup>

当時与党であった、自民・社民・さきがけ三党の党首のうち、後二者の党首・座長が土井とTBS出身の参議院議員堂本暁子とそろって女性となり、橋本首相との三人姿が印象に残った時期だった。衆議院は自民党に有利な時期を選んで解散され、十月二〇日、小選挙区比例代表並立制による初の衆議院議員選挙が行われた。自民党は基本法の制定を公約に入れた。総選挙の結果、自民党が定員五百の単独過半数にあとわずかの二二九議席までもりかえし、与党であったの社民党とさきがけは、大きく議席を失った。野党の新進党は微減、民主体党（第一次）は現状維持、共産党はもりかえした。選挙後の与党三党合意に、女性基本法の制定と推進体制の強化が「確認事項」にもりこまれたことは画期的であった。<sup>34</sup>

ところが、一九九六年十一月七日に第二次橋本内閣が発足した際、留任した梶山静六官房長官は婦人問題担当にならず、総務庁長官の武藤嘉門の担当とされた。官房長官は必ず首相と同じ派閥から出るのだが、武藤は当時田渡辺派で首相と派閥まで違っていた。これには、女性議員・女性団体から抗議があいつぎ、次の内閣改造以降二〇〇五年の小泉純一郎内閣官房長官とは別の「男女共同参画・少子化問題特命相（猪口邦子衆議院議員）が任命されるまでは官房長官に戻ったが、このときの「官房長官はずし」は、女性団体にとっては強烈な事件であった。<sup>35</sup>

真相は明らかではないが、「ジェンダー」をもちこんだ意欲的な「ビジョン」が、自民党の年長男性議員の勤

に障らない訳がなかった。そのなかに梶山がいなかったとは限らない。また、夫婦別姓に頭から反対するような男性政治家であったとしても、一九九二年以来官房長官になれば、政府のどんな政策であっても女性の権利に反すると受け止められた場合や、与党政治家が女性を比喻として使ってハラスメントになるような発言をしたと報じられた場合には、国会でとくに女性議員からの質問の矢面に立たなければならなかった。<sup>36)</sup> 梶山がこれに嫌気していなかった証拠はない。とくにこの時期は、「従軍慰安婦問題」で村山首相時代に発足した「女性のためのアジア平和基金」が、保守派からは韓国などに譲歩しすぎだと批判され、反対派からは民間拠出の基金を元「慰安婦」へ助成するのでは、国家による謝罪や補償とは言えないと批判され、板挟みになっていた。さらに中学・高校の検定教科書への「従軍慰安婦」の記述を削除するかどうか、大きな政治問題であった。<sup>37)</sup>

しかも、橋本と梶山はともに田田中派の「七奉行」と呼ばれた大物であったが、当選回数で橋本が梶山にまさるものの、年齢は梶山が十一歳年長で、派閥内の人望は梶山のほうにあった。橋本はその女性受けするスタイルから、「選挙の顔」として総理総裁に抜擢されたのであり、梶山に対して遠慮があった。以上の状況証拠から、「官房長はずし事件」は、土井社民党とさきがけとの協力をほとんど必要としなくなった衆院選後の状況で、派閥内力学が働き、女性からの反発を過小評価してすすめられたものではないかと、推察される。

他方で橋本は、一九九六年十二月に、「ビジョン」を受け、男女共同参画に関する基本法の必要性をもちこんだ「男女共同参画二〇〇〇プラン」<sup>38)</sup>を發表した。さらに一九九七年三月には、婦人問題企画推進有識者会議と、一九五六年の売春防止法で総理府に設置されていた売春対策審議会を抱き合わせる形で、男女共同参画法を成立させて、ついに審議会という法的バックアップを導入した。また、一九九七年六月からこの男女共同参画審議会に、男女共同参画社会の実現促進のための基本事項について諮問した。一九九八年六月には「男女

共同参画社会基本法の論点整理」も公表させている。こうした「官房長官はずし」と一見矛盾する女性政策への好意的な行動は、次のように解釈できる。橋本は、一九八八年のリクルート事件以来表に出られなくなった竹下登の率いる大派閥のリーダーのひとりであったが、閣務に疎く派閥内の支持は十分ではなかった。そのため梶山に一目置かざるを得なかった。他方で党外の人気（とくに女性の人気）は高かったため、大派閥の一員でありながら、小派閥の長であった三木・中曽根や現首相の小泉純一郎のように、党外の人気を背景に、党内・派閥内のリーダーシップを握った。そして党外の、とくに女性の間の人気を保つために、女性政策に積極的なところをアピールした、と。

一九九〇年代に入って、「無私・無謬」とされてきた日本の官僚の間に、倫理と士気のゆるみが生じた。厚生省・通産省など官僚不祥事があいつぎ、橋本は行政改革を一九九六年の選挙の目玉にした。選挙後の十一月、行政改革会議が設置された。そこには紅一点で婦人問題企画推進本部機構に関する検討会の一員でもあった、上智大学教授猪口邦子（当時）が入っていた。彼女は女性行政については、橋本の特別な理解があり、女性政策マシナリーについて新設の内閣府に局の形で入れるのがベストだと、アドバイスされたと述べている。<sup>79</sup>

行政改革会議は、「中央省庁等改革のための国の政府組織関係法律の整備等に関する法律」の準備作業に入った。当初猪口は何度も女性政策マシナリーについてペーパーを出したが、事務局が他の委員に配布しなかった。そこでたまりかねて橋本に直接ファックスを送ったり、午前中の会議には自分のペーパーが出ていなかったのて昼の休憩で事務局相手に粘って、ようやく午後の会議に出させたりし、後には必ず橋本にペーパーを上げて秘書官から返事をもらい、それを清書して会議に出し、その際に事務局原案もにらんで用語まで統一したものを出すようにしたと言う。<sup>80</sup> 他方で猪口は、厚生省と統合される労働省に関して、統合後の新省の名称に「労働」

が残るように強く働きかけ<sup>41</sup>、いわば塩を送った形となった。

橋本が、緊縮的な経済政策の不人気で一九九八年七月の参議院選挙敗北した責任をとって辞職した後、同じ竹下派の小淵恵三内閣に中央省庁改革はひきつがれ、法案は一九九九年七月一六日に成立した。一二八の局を削るなか、内閣府に新たな局として男女共同参画局をつくることが閣議決定されており、そこでは官房長官の野中広務の貢献が大きかったと言われている。<sup>42</sup>

男女共同参画社会基本法の制定について述べよう。「ヒジョン」以後、東大教授の大沢真理たちは、先進九カ国の基本法を調査した。男女共同参画審議会は、一九九八年六月に「論点整理」を出し、広く国民の意見をのつたほか、基本法に関して、古橋や大沢たち四人の小委員会をおいて十月五日に検討結果を報告させ、十一月四日に審議会として「男女共同参画社会基本法について」の答申内容を決定、小淵首相に答申した。答申後は内閣法制局で語句が整理され、一九九九年二月に閣議決定・国会上程がおこなわれ、四月に審議入り、五月に参議院で前文を加える修正がなされたうえ全員一致で可決、六月に衆議院において全員一致で可決され成立した。<sup>43</sup>基本法では「ジェンダー」という文字は消えたが、問題意識は後退していないというのが、起草者たちの認識である。<sup>44</sup>また基本法に推進機構として男女共同参画審議会（二〇〇一年より「男女共同参画会議」）がもりこまれた。

先に述べたように、小淵内閣では一九九九年七月に中央省庁改革のための国家行政組織法改正（二〇〇一年実施）がおこなわれた。このときは、華々しい「男女共同参画社会基本法」の制定のかげに隠れていたが、また男女共同参画審議会の男女共同参画会議への格上げのかげにもなったが、内閣府の男女共同参画審議局の業務に関して、総理府時代には「連絡調整」にとどまっていた、他の省庁の所轄事項に口がはさめなかったのに

対して、「男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案、総合調整（強調＝引用者）」という言葉が入ったことが大きな成果だったと言われる。

しかし結論を先取りするならば、こうした言葉の変更によっても、期待されたような省庁横断的な活動は今日までのところおこなわれなかった。男女共同参画室は、議員立法による配偶者暴力防止法（いわゆるDV法）<sup>46</sup>の受け皿にはなったが、一九九七年に改正された雇用機会均等法のあるべき姿にも言及しなかったし、選択的夫婦別姓問題や教育改革やリプロダクティブ・ライツ政策に関して、他省庁に積極的な申し入れをおこなっていない。確かに男女共同参画社会基本法の準備と実施に忙しく、二〇〇一年になってからは、反フェミニズム的な保守派からの巻き返しへの対応にも追われており、霞ヶ関の縦割りカルチャーの壁を打破するのは非常に困難と言わなければならない。

### 「乱世」とナショナルマシナリー導入強化

これまでのナショナルマシナリーの導入強化の歴史を振り返ると、興味深いことに気づく。一九七五年の婦人問題担当室づくりは、田中首相の辞任にともなう自党内最小派閥の長三木が首相の座にあったからこそ可能だったのかも知れず、一九八〇年の差別撤廃条約への署名も、首相の死亡という異常時のダブル選挙と重ならなかったら実現しなかったかも知れない。一九九一年の婦人問題企画推進本部機構に関する検討委員会の設置は、小さな派閥の長だった海部が、他派閥の長のリクルート事件からの復権をpushしようと、「政治改革」の

方針を確定した頃と重なっている。一九九二年の宮沢による内閣官房長官の「担当大臣」化は、最大派閥の分裂がなければ自民党政権の間に実現しなかったかも知れず、一九九四年の政令によるバックアップは、自民党の分裂に後の非自民連立政権によるものであった。一九九六年の「ビジョン」から一九九年の基本法にいたる流れも、九七年の審議会の法制化も、自民・社民・さきがけという左翼政党がからんだ連立内閣がなければ不可能であつたらう。

つまり、日本における女性政策マシナリーの導入強化は、自民党の一大支配が安定して最大派閥の長が首相であるという「平時」ではなく、「乱世」がらみで進んだということだ。前半は田中派・竹下派の支配が弱まったときである。細川・羽田の非自民政権をさきみ、後半は厳密には左翼政権とは言えないが、自民・社会・さきがけ連立の村山内閣のときにルールが引かれたもので、自民党の首相に変わっても社民党と連立していた経緯のなかにあつたときのものであつた。自民党がこの連立を脱出して小沢一郎の自由党と連立する以前の変化であつたのだ。もう一点指摘すれば、大平や中曽根が主唱した「日本型福祉社会」の声が大きかったときには、女性政策マシナリーは動いていない。三木・海部・宮沢・羽田・橋本・小渕<sup>47</sup>と、導入強化時の首相の派閥は異なるけれども、いずれもハト派の首相であつたし、竹下派の橋本・小渕のときには、党内きつてのハト派である野中がにらみを効かせていたことが、キーであつた。

女性運動の形態の変化が、女性政策マシナリーの導入強化に影響を与えたかどうかは、難しい問題である。ナショナルマシナリー導入強化のために、日本の頑迷な官僚制を相手にして、市川は女性団体をたばね、縫田たちは民間人会議に入り込んでねばり強い運動をつづけてきた。しかし土井を先頭としてマドンナ・ブームが盛んだつた一九八〇年代後半は、ナショナルマシナリー関連の提言は出なかつた。一九八〇年代までは官僚へ

の不信任感に満ちていた日本の市民運動と、霞ヶ関の官僚制と同じような「男社会」であった三宅坂の社会党の「党官僚」との間に入って苦闘していた当時の土井には、護憲と男女平等・人権擁護の視点はあっても、行政制度の改革は視野に入らなかったようだ。日本のウーマン・リブ系のラディカル・フェミニズムやマルクス主義フェミニズム運動には、国家や行政機構は男性支配の手段そのもので、その変革を迫ることは有意義な戦略だと認識されていなかった。つまり日本では、法制度の改革の積み上げを志向する、リベラル・フェミニズムが弱いのである。

一九九五年の国連世界女性会議北京大会の前後、社会党が村出政権で政権の座に就いた頃、「ジェンダー」という言葉も日本でなじみ、フェミニスト・グループの運動は、「アンチ国家」から「代案提示」型に変わって行った。それを象徴するのが、市川たちの組織ごとの加盟による「大同団結」路線とは異なる、堂本たちが一九九六年八月からはじめた、「J」ネットニュース（女性政策と情報のJ）であった。自宅にいてもファックス通信で手取るように国会や政策の変化がわかるようにしたこのネットワーク型の運動体によって、一般新聞では扱いが小さかった自民・社民・さきがけによる女性基本法の制定と推進体制の強化に関する「確認事項」も、確実に関心を持つ女性たち個人に伝わっていた<sup>86</sup>。しかしこうした変化は、まだ「他の省庁に口を出す」とか、「自民党の女性政策に無理解な議員たちと表だって激論を交わす」とかの役割を果たすまでに、日本の女性政治マシナリーを育て上げてはいない。

## 「行政フェミニズムの限界」？ と国家フェミニズムの展望

男女共同参画社会基本法の成立と同時期、一九九八年に自民、社民、さきがけなどの議員によって提出されていた児童買春児童ポルノ処罰法が、一九九九年五月に成立した。同法案成立には、当時の野田聖子郵政相や野中広務官房長官が大きく貢献したと言われている。ストーカー規制法や児童虐待防止法も二〇〇〇年五月に議員立法で成立した。また、二〇〇一年四月、参議院共生社会調査委員会の「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」が、配偶者暴力防止法（反DV法）を超党派でまとめ、成立させている。こうしたことはいったい何を意味しているのだろうか。

私は一九九七年に、日本の女性関連政策を法案のき方からふたつに分けた。現在これを見直すと、国連に關係するものは内閣提案でつくられるが、そうでないもの（売春防止法、母子保健法、新旧育児休暇法、母体保護法など）は女性を中心とした議員立法でつくられるか、議員が発議したものが多くという違いであった。

この対比は、一九九七年以後も、改正雇用機会均等法および男女共同参画社会基本法という内閣提案法と、児童ポルノ買春処罰法、ストーカー規制法、児童虐待防止法、反DV法という議員立法との対比として当てはまる。女性関連分野に議員立法が多い理由は、まず、あまりに男性比率の高い日本の行政では、社会で女性に直面している問題に答えきれず、またそうしたジャンルでの外国の事例の導入にも熱心ではないからだと考えられた。日本の男性官僚は「無私」でも「ジェンダーに中立的」でもない。日本において優勢な、年長エリート男性が持つ特定のジェンダーの在り方を指向する、非常に片寄った存在なのだ。<sup>51</sup>

しかしもうひとつ、霞ヶ関の縦割りのカルチャーにも大きな原因があるように思われる。フェミニズムが提起する課題自体が、旧来の領域に対して横断的なのである。だから女性学は既成の学問に対して学際的にならざるをえないし、女性政策は、既成の省庁に対して横断的に提起されざるを得ない。例えばドメスティック・バイオレンスの被害者を助けようと考えるなら、警察や自治体行政による応対の仕方の変更や女性職員の配置が不可欠であるし、医療、一時保護、生活保護、母子福祉、高齢女性や障害のある女性被害者への配慮は旧厚生省、就労支援は旧労働省の管轄（現厚生労働省）である。さらに加害者を被害者から物理的に遠ざけるために、裁判所による違反者への処罰付きの保護命令を発するのは地方裁判所で、外国籍女性の保護は法務省の管轄である。被害者が連れて逃げた子どもを、加害者に居所が知れずに学校に通わせる工夫や、学校教育においてもドメスティック・バイオレンスは人権侵害であることを教えるというのは文部省の管轄で、被差別部落出身女性被害者への配慮は総務省、アイヌ女性への配慮は旧北海道開発庁（現国土交通省）の管轄で、一般への広報啓発が内閣府男女共同参画局の管轄なのである。一九世紀に起源を持つ古い省庁の枠組みでは、こうした事態に対応できない。反DV法の事例は一九世紀に富国強兵の名のもとにつくられた国家構造の根本的な変更、いわば上下階層構造の官僚制から、ネットワークのようなものへの変革を要求している。日本で二〇世紀のおわりに実行されるべきであった本当の行政改革とは、こうしたものではなかっただろうか。橋本行革は見かけ倒しで、既存の省庁構造に手をつけないうまま局をつぎはぎした単なる数あわせに終わったと、しばしば批判される。「他の省庁（または局）との壁」の存在自体を破らなければ、女性政策なしに国家フェミニズムは展開不可能なのである。<sup>83</sup>

日本の行政における省庁の壁を明治以来バックアップしてきた「所轄の原則」が持つ弊害を指摘した新藤宗

幸は、官僚の人事が政治（内閣と政権政党）にとってアンタッチャブルであることの弊害も指摘している。それは議会と行政の間の壁が高すぎるということである。霞ヶ関の省庁間の壁や手続き上の「書かれていないルール」が厳密すぎることは、議員立法でそれなりに回避可能である。私は男女共同参画審議会の部会で取り組んでも立法化できなかった反DV法が、不十分な点が残っているとはいえ女性議員たちの熱意で、議会と霞ヶ関の壁、省庁間の壁を乗り越えてつくられたことに、敬意を持っている。

しかし、いちいち立法ごとに議員がこうした壁と格闘しなければならぬとしたら、それは不合理で非効率で、政府が国民に応答するのが遅すぎて役に立たなくなるおそれがあり、この意味で非民主主義的ださえある。公務員の人事を、キャリアについては各省の大臣官房秘書課が握り、ノンキャリアなら局の総務課が握って、外部からの批判を入れず自分たちと同じカルチャーを持つものだけをリクルートしている現状は、打破されなければならぬ。そうでなければ、いったん確立された不文の手続きが有職故実として省内で口頭伝授されながら、いつまでもたつても変わらないのである。そしてその手続きのなかに、山のようなジェンダー・バイアスが隠れている<sup>54</sup>。ルールは文書化（今なら公開可能な形でデジタルに記録）されるべきである。「無謬」神話から脱し、行政に誤謬があることを認め、常に速やかに是正するカルチャーをつくるべきなのだ。組織と人事はできる限りフレキシブルにして、常に時限付きで企画され、目的が終わったら速やかに解体して次の目標に対応できるように作り直すべきなのである。

二〇〇三年以降、日本の一九八〇年代以降のフェミニズムは「主婦フェミニズム」ないし「行政フェミニズム」だったのであり、限界に突き当たっているとも言われている<sup>55</sup>。地方自治体の女性センターなどで平日昼間に女性史や女性学の講座を受けていたような人たちだけを「フェミニズムの担い手」と見れば、こうした「行

政による啓発」の対象とされた彼女たちが、性役割を批判しながら性役割を超えないという意味で妥当するが、それは経済的に豊かで日本国籍を持ったマジョリティに限られることである。障害があったり、少数民族であったり、同性愛であったりすれば、そうした女性にはまだ彼女たちとアイデンティティを共有できるようなフェミニズムや女性学が作られていない。さらにドメスティック・バイオレンス被害者も、女性センターなどへ出かけるお金も余裕もない場合、少数で権力がなく分断されていると言う意味で、マイノリティにあたる。にもかかわらず「主婦フェミニズム」とその行き詰まりにのみ焦点をあてて悲憤慷慨することは、フェミニズムがさまざまなマイノリティにも担われうるという意味で多様であることから目をそらさせ、かえって差別的な言説であると言わなければならない。また、他国での啓発に終わらず実質権限をもったジェンダーに関するナショナルマシナリーを知ることなく、「行政フェミニズムの限界」を指摘することは、「日本型行政フェミニズムの限界」を（あらゆる国の）ジェンダーに関するナショナルマシナリーに誤って重ね合わせるようになる。「啓発」に特化するのではなく、他の省庁の守備範囲におけるジェンダーに関する不平等を是正していけるような「キバを持った」マシナリーが欠如していることこそ、日本の問題であると見定めなくてはならない。

私は、政治に参加する女性たちを見つめてきた。一九八〇年代の初めは、女性地方議員がわずか一・一%だった。それが二六年のあいだに、福祉・環境・教育などにかかわるNGOからの参入が増えて、八%にまで高まった。日本では諸外国と比べて女性国会議員が少ないことがしばしば話題になってきたが、地方議員の少なさを、世界的なレベルで異常事態であり注目され是正されなければならない。確かに定数十の村議会であれ四〇票を超す大選挙区であれ、ひとりしか名前が書けないという日本の自書式単記制の問題——候補者選定の際、投票の際の二回、男女の候補間でゼロサム的選擇が行われるので、ゼロサムではない比例代表制に比してかなり

女性のチャンスを決めている——がある。しかし「コミュニティの和」という言葉に飾られて、保守政党の衆参両院議員の下請けとなることの多い、いつどこで誰が決めたともわからない候補が「地域推薦」を受け、女性たちも彼らに投票してきた。現在の男女共同参画社会基本法を受けての自治体の条例づくりにおいて、「ジェンダー」という言葉にアレルギー反応を示し、旧来の性役割を尊重されるべき「美しい」ものだから失われてはならないと主張し、さらに夫婦別姓は家庭の破壊だと信じて法制化に反対しているのは、こうした地方議員と彼らを支えている草の根の年長男性名望家である。

二〇〇三年の衆議院議員選挙で女性が一七年ぶりに減少した。それは、都道府県や市の男女共同参画審議会（実際の名称はバラバラだが）や女性の世論の応援を背に受けて「男女共同参画条例」を制定しようという首長に、多くの男性地方議員が「過激すぎる」などと声をあげて阻止に回っている地方のバックラッシュの実情を見れば、とりあえず避けようがなかったことである。しかしこうして地方議会で男女平等をめぐる価値観のせめぎ合いが目に見えるようになったこと自体が、従来「無私とされてきた官僚による支配」と、疑いを差し挟むことが許されなかった「コミュニティの和」とのセットから、「中立性」のメッキをはがし取り、断末魔の声を上げさせていると言つてよいのではないだろうか。

「コミュニティの和」を求める心は、「法による支配」ではなく、「無私の有徳な為政者による統治」を求める心でもある。しかし大方の官僚は、組織の価値観と自分の価値観との区別もつかないほど、ジェンダー・バイアスを持った（伝統に固執するという意味の）保守主義者であった。欧米へのキャッチアップという「書かれていない」国家目標があつた時代には、先進国からの知と制度の輸入者として、あるいは国際ギャップのなかで外圧とたたかう国士としてのオーラが男性官僚たちにあつたが、今はない。彼らが守っているのは「国益」

ではなく「省益」・「局益」にすぎず、「男益（男性の利益）」であることさえわかってきた。

しかし私は、こうした行政の現状を変革するために、「国家の廃絶」を求めたりしない。日本の女性たちも、官僚に対して超党派的な申し入れをするだけでは、「無私」の神話が再生産されるのを防げないということに気づかなくてはならない。従来官僚が独占していると考えられた「公共性」を、女性を含む市民がNGOに参加して福祉や教育や町づくりの代案を提起するところからシェアを始め、「公共性の脱官僚制化」を進めることが、「国家の脱構築」の第一歩だと筆者は考えている。二〇〇〇年になってはじめて女性知事たちが誕生した。彼女たちとて「無謬性を誇る役人文化の権化」にならない保障はないのだが、「行政に携わる者 イコール 男性」というステレオタイプが壊れていく音が聞こえている。

こうした「下から」や「横から」の脱構築と平行して、「上から」の脱構築も進めなければならない。それが行政組織や人事のフレキシブル化であり、「他の省庁のことに口を出す」という新しいカルチャーづくりである。「他の省庁に口を出さない」のは、「担当者無謬性」という神話の一環である。現在民主党が行政のトップマネジメントに政治的任命を入れることを掲げているが、実現が困難な上に、なお霞ヶ関のカルチャーの一端に手をつけるにすぎない。現在彼らの視野にも入っていない、女性政策マシナリーに「他の省庁の管轄事項」に対する是正権限を持たせることが、何よりも必要なのだ。

そして「無謬性」を誇る縦制りの官僚制と内閣法制局との秘儀としての立法過程自体をも、脱構築して行かねばならない。<sup>37</sup> そうしたことが可能になる時、NGOと並び、かつそれを支える公共性の担い手としてのフレキシブルな政府のなかで、女性たちが望むような制度改革の橋頭堡となる女性政策マシナリーが、決して威圧的ではないかたちで輝くであろう。そしてそこまでの道のりもリードするような女性政策マシナリーであって

ほしいと、筆者は切望しているのである。

ステツソンとマズーアが「国家フェミニズム」と名付けたものの行き先は、そうしたものでなくてはならない。頑迷なヒエラルヒーを守ろうとする官僚のイチジクの葉としての「口先だけのフェミニズム」でもなく、ある種の女性の生き方を上から押しつける国家<sup>58</sup>でもない。私たちは“Comparative State Feminism”をつうじて、各国のナショナルマシナリーの導入は、各国の国家と社会の関係の関数であることを理解した。そして声高に外国の事例を振りかざして日本の現状を糾弾するのは、あまり有効な方法ではないことも知った。他方で、日本で現在実現できていないことでも、資本主義と近代国家という制度がある限り未来永劫不可能なのでもないということも知りうる。与えられた政治文化的文脈がどのようなものであるかを明解に読み解き、実行可能な改革を提言することが必要なのである。この研究自体が日本女性のシステム・リテラシーの強化に資すると信じた。日本に住む女性と、日本の制度とが、男女両性の住みやすい社会を生み出すような相互作用をおこなうことを祈っている。

注

- (1) 先行研究として、橋本ヒロ子「アジア太平洋地域における女性の地位向上のためのナショナル・マシナリーの現状と課題」『女性学』Vol. 4 (一九九六年) 上げておく。
- (2) Dorothy McBride Stenson & Amy Mazur eds. “Comparative State Feminism”, Sage, 1995。出版社の許可が出れば、和訳をウェブサイトに掲載する予定である。
- (3) 参照、日本女性学会ジェンダー研究会編『男女共同参画／ジェンダーフリー・バックシング・バックラッシュへの徹底反論』

- 明石書店、二〇〇六年（筆者も分担執筆している）、上野千鶴子・宮台真司・齋藤環・小谷真理『バックラッシュ！ なぜジェンダーフリーは叩かれたのか』双風舎、二〇〇六年、若桑みどり・加藤秀一・皆川満寿美・赤石千衣子『ジェンダー』の危機を超える！ 徹底討論！ バックラッシュ』青弓社、二〇〇六年。
- (4) 岩本美砂子「女のいない政治過程…日本の五五年体制における政策決定を中心に」『女性学』Vol.5、一九九七年。
- (5) 『平成一三年度 公務員白書』による。
- (6) 縫田暉子編『あのととき、この人…女性行政推進機構の軌跡』ドメス出版、二〇〇三年、六五ページ。この本は、一九七五年の婦人問題推進企画本部の時代から女性政策マシナリーの強化に関心を持ち続け、実際に提言を出す立場にもあった縫田が、一人の官僚経験者や民間人の関係者にインタビューをする形をとったもので、初出は『女性展望』に連載された。私のここでの課題は、縫田が文章と行間にかいたものを言説分析的に読み、各時期の大きな政治・行政の文脈とすりあわせ、日本の女性政策マシナリーの困難がどこからきているかを解明することにある。
- (7) 女性団体との関係で付言しておくなら、日本の女性政策マシナリーは、他国のものと異なり、補助金の支出などは行っておらず、カネを通じてではなく、「啓発」という情報の力で女性団体と提携しようとしてきた。男女雇用機会均等法の導入と婦人少年局の働きについては、参照、御巫由美子『女性と政治』新評論、一九九九年、赤松良子『均等法を作る』勁草書房、二〇〇三年。女性政策マシナリーとしての労働省婦人少年室については、Yoshie Kobayashi, A Path Toward Gender Equality: State Feminism in Japan: History, Politics, Sociology, Culture, Routledge, 2004. 参照。
- (8) 国家装置のフェミニズムからの改革志向に対する抵抗の強さに関しては、参照：Joni Lovenduski, "Feminizing Politics" *Politics press*, 2005。
- (9) 柚止夫、「日本における婦人の投票行動」『法政研究（九州大学）』、四一卷三三号、一九七七年。
- (10) 天皇皇后出席「婦人年行事」反対実行委員会「お仕着せの婦人年記念行事に反対する」溝口明代・佐伯洋子・三木草子編『資料 日本ウーマン・リブ史Ⅲ』松香堂、一九九五、二七頁。
- (11) Yoko Nitta, Mitsuho Yamaguchi and Kimiko Kubo, "The U.N. Convention on Elimination Discrimination against Women

- and the Status in Japan', in Barbara J. Nelson & Najma Chowdhury eds., "Women and Politics Worldwide", p. 40.
- (12) 松井やより『愛と怒り 闘う勇氣』岩波書店、二〇〇三年、七五頁。
- (13) 前掲縫田、六三頁。大沢真理・大野曜・河野貴代美・竹村和子「男女参画の攻防」竹村和子編『「ポスト」フェミニズム』作品社、二〇〇三年、一四四（河野の発言）。
- (14) 終身雇用・年功序列・企業内組合の三点セットであるが、終身雇用・年功序列の適用を受けるのは男性のみで女性は除外されており（公式にこの差別が違法とされるのは、一九八五年の雇用機会均等法によるが、非公式の女性排除慣行は続いている）、企業内組合は、正社員しか加盟できないので、女性が多いパート職員は加盟機会から排除されていた。「日本型経営」自体が性別差の上に立っていたのである。
- (15) そのほかに意思決定機関への女性の最低三〇％参加が唱えられたが、日本政府が本気で取り組もうとしたのは、「意思決定権限のない」諮問機関である審議会委員についてのみであった。
- (16) 岩本美砂子「女性と政治過程」賀来健輔・丸山仁編著『ニューポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、二二一―二四九頁。Misako Iwamoto, 'The Madonna Boom: The Progress of Japanese Women into Politics', PS, Vol. 34, No. 2, 2001, pp. 225-226。
- (17) 前掲縫田、四九―五〇、六八―七〇頁。
- (18) 参照、高原須美子『いきなり大臣』講談社、一九九〇年、森山真弓『非常識からの出発―女性官房長官激動の六か月』小学館一九九〇年。
- (19) 統計上ひとりの女性が生涯かけて出産することになる子どもの数。この数字が二・〇八を切ると、寿命が延びない限り人口が減少する。日本では一九七三年を最後にこの数字を割っていた。
- (20) 婦人問題推進企画会議の座長であった縫田自身が、それまで会合で議事録が出るたびに前回話されたナショナルマシナリーの話が飛ばされていて、一度宮崎が強く申し入れたと語っている（前掲縫田、二〇九―一〇、一七一頁）。事務局を担った官僚が、自分たちの価値観を審議会に注入する際、こうした故意の不作為をしばしばテクニクスのひとつとしてもちいるように思

われる。ここでは総理府の生え抜き官僚よりも、労働省からの出向者の意向がうかがえる。

- (21) 同前、九三―九四頁。
- (22) 同前、九六―九八、一〇九、一一二―一三、一七五頁。
- (23) 同前、五三頁では、主婦連合会の中村紀伊が、一九九二年六月九日の宮沢首相とのやりとりを語っており、九八―九九頁では、高岡完治元総理府次長（他省の事務次官相当）が、総理府審議官であった当時の同年一二月の官房副長官石原信雄（当時）とのやりとりを語っている。縫田は、「婦人問題担当大臣を置くことを発案されたのは実は石原さんです」と語る（同前、一七六頁）。
- (24) 同前、五三―五四、九八―九九頁。
- (25) 同前、一一五―一六頁。同前、一三八―三九頁では、古川が、当時の赤松会長、宮崎副会長の苦勞を語っている。
- (26) 同前、九五頁。
- (27) 前掲松井、一九〇―九二頁。
- (28) 婦人問題企画推進本部の決定の前日、労働事務次官と総理府次官との間で、今度できる男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会についてのビジョンをつくるものに限定され、「婦人の地位向上その他婦人問題」の所轄は労働省に残るという密約がなされていた（『朝日新聞』一九九三年二月十一日夕刊）。一六日に急遽開かれた有識者会議の席上、総理府審議官は「単なる内部資料であり、この覚え書きには制約されることはない」と述べたが、かえって不信を呼んでいる。また労働省の見解は、この審議官の発言は無効ということであった（前掲縫田、一一七―一八、一七二―七三頁）。
- (29) 同前、九六、一七四頁（どちらも高岡の発言）。
- (30) 実際の日本の伝統は、一八九八年の民法が出るまで、儒教的な夫婦別姓であった。
- (31) 参照、新藤宗幸『行政ってなんだらう』岩波書店、一九九八年、七一―七五頁 大森彌『宮のシステム』東京大学出版会、一四七―一五七頁。
- (32) 大沢真理「女性政策をどうとらえるか」大沢真理編集代表『二一世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい、

- 二〇〇二年、一二一九、七五頁。一九五三年生まれの大沢のこうした意向がもりこまれるためには、有識者会議と審議会メンバーの、縫田・有馬・藤原・中村・文部官僚だった志熊敦子・労組総評の婦人局長だった山野和子たちによる、一九九一年以来約六〇回にわたった勉強会（前掲縫田、一四三―一四、一七九―一八〇頁）という基礎が必要であった。このビジョンには、女性への暴力、リプロダクティブ・ライツ、「少女」の項目ももりこまれた。
- (33) 同前、一一一一―一二二、一四四、一六〇頁。とくに一五七、一七五―一七六頁。
- (34) 同前、一二二、一七八頁。
- (35) 同前、一二〇―一二一、一六三頁。
- (36) 羽田内閣成立の連立工作の際、当時与党の新生党だった小沢一郎が、連立相手を女性に例えて「どの女と寝ようとオレの勝手」と発言したことをめぐって、「女性蔑視」だという批判が起こり、野党議員からの質問に羽田内閣の熊谷弘官房長官が「あつた答弁していたことが印象的だった。」
- (37) 梶山は、女性問題担当を解かれていた官房長官時代、「今、従軍慰安婦について声高に言っている人たちは、その時代背景について習っているわけではない。当時、公娼制度があつたということを知らない。私たちより上の世代は従軍慰安婦といつてもそれほど驚かない。（公娼になつたのは）多くは貧しくてカネのためだつたんだらう。戦地に行くとか給金がもらえらうということもあつたし、最後には徴用とか徴発があつたんだ。背景も知らずに、そういうことだけを教えるのはどう思うか」と述べ（『朝日新聞』一九九七年一月二五日）、「慰安婦」制度を擁護したと批判をあげている。
- (38) 大沢は、「ビジョン」にあつた「ジェンダーからの解放」という戦略的目標」と「政策の整合性を確保する方向」が明示されておらず、限界があつたとしている（前掲大沢、二一、七六―七七）。
- (39) 前掲縫田、一二五、一三〇頁。
- (40) 同前、一二八―一三二頁。このインタビューで猪口は、縫田などの先達による苦勞の基礎があつたこと、田中真紀子や堂本といった女性議員の支援があつたこと、女性団体の意見が割れなかつたことを、内閣府での新局実現の背景にあげている。
- (41) 同前、一三二―一三四頁。

- (42) 同前、一七七頁。
- (43) ここでも野中広務の貢献が大きかったと、大沢が証言している（前掲大沢ほか、一四四頁）。
- (44) 前掲大沢、八〇―八二頁。古橋源六郎「男女共同参画社会基本法の制定上の経緯と主な論点」前掲大沢所収、一〇九―一一〇頁。前掲縫田、一六四頁。大沢は古橋の基本法制定への献身に敬意を表する意味を込めて「偶然の要素」と言っている。前掲大沢ほか、一四三頁。
- (45) 参照、前掲大沢、八六―九一頁。
- (46) 参照、岩本美砂子「日本のドメスティック・バイオレンス防止法（二〇〇一年）制定をめぐる政治過程」『法経論叢（三重大学）』一三巻一号、二〇〇五年。
- (47) 小淵をハト派に入れるのには異論があるかも知れないが、彼はマッチョな武闘派ではないし、その沖縄に寄せた深い思いを手がかりに、こう分類した。
- (48) 『Jネットニュース』合冊版、二〇一―二、二四―二五頁。
- (49) ここでも野中の役割が大きかったと言われている。
- 参議院共生社会調査会は、一九九八年に創設され、二〇〇四年参議院議員選挙をもって終了した。議員は自分が所属したい委員会をある程度選べるので、この調査会は女性比率が突出したものになっていた。ただし、アイルランドの両院合同委員会のようなジェンダー問題を常に扱うことにはなっていない（cf. Evelyn Mahon, 'Ireland's Policy Machinery: Ministry of State for Women's Affairs and Joint Oireachtas Committees for Women's Affairs', in Stetson & Mazur: op. cit.）。しかし、参議院第三特別調査室という独自のスタッフを持ったこの調査会が、霞ヶ関の縄張りに縛られない立場を利用して、厚生労働省雇用均等児童家庭局、内閣府男女共同参画局に次ぐ第三のジェンダーに関するナショナルマシナリーになる可能性があった。岩本美砂子「家父長制とジェンダー平等——複合差別条項が入った二〇〇四年DV防止法をめぐって——」『平等と政治』日本政治学会年報二〇〇六年度一号、参照。
- (50) 前掲岩本一九九七、二八―三五頁。

- 51) そうでなければ、一九九八年の大蔵官僚が起こしたような、「ノーパンしゃぶしゃぶ接待事件」などは起きようもない。「越後屋」と「悲代官」の密会にシンボライズされる業と官の癒着の舞台は、「酒はうまいしネエちゃん（有権者としての女性ではない）はきれいな」料亭であり、男同士のホモ・ソーシヤルな絆が固められた。こうした場所を好む人々にジェンダー・コンシャスネスを期待するわけにはいかない。
- 52) ひとつだけ事例を挙げると、早くから幼稚園（文部省）と保育所（厚生省）との一体的運営の必要が言われてきたが、「省の壁」によって何十年も行き詰まったままであったことだ。
- 53) 前掲新藤、七二―七五、八九―九三頁。
- 54) 生活保護額の男女間格差が一九八五年まで放置されたことや、反DV法制定にあたって、法務省が保護命令のような民事と刑事を一緒にした制度は作れないと頑強に言い張って、他の論点を深めるための時間を大幅に食ってしまったことなど、あげればきりが無い。
- 55) 上野千鶴子・小倉千加子『ザ・フェミニズム』筑摩書房、二〇〇三年、および、前掲、竹村参照。
- 56) 現行の衆議院議員選挙では、比例代表名簿を拘束式として使うか、同一順位を用いて「非拘束」的に使うかは、現在各政党に委ねられている。諸外国の経験からいうと、「拘束式」のほうが女性性は選ばれやすい。非拘束だと、同じ政党に属する候補同士に争いに勝たなければならず、地盤・看板・カバンで劣位に立ちやすい女性候補に不利に働くからだ。二〇〇三年の選挙では、大政党がクォータ制など取ることがなく、候補者名簿を「非拘束的」に用いたことも、女性の減少に大きく作用した。これに反し、比例上位に「女性枠」を設けた二〇〇五年衆議院議員選挙における「小泉・刺客戦術」は、自民党の大勝利と女性議員数の増大をもたらした。但しそれは、ジェンダーに配慮した政策の推進を帰結しなかった。この選挙に付いて、岩本美砂子「小泉人気 『おばさん心』は使い捨て」『朝日新聞』二〇〇六年九月二七日を参照。
- 57) ここでやはり、議員立法が、政府提案立法の持つバイアスを際立たせるための対照物として活発化することが期待される。
- 58) Cf. Jean Robinson, 'Women, the State, and the Need for Civil Society: The Liga Kobiet in Poland, in Stetson & Mazur: op. cit.

本稿は、岩本美砂子・田中和子・横山文野、二〇〇二～二〇〇三年科学研究費基盤C(1)「女性政策に関するナショナルマシナリーの比較研究(課題番号14594005)」の研究成果報告書の中で、他の一四カ国のマシナリーに関する章と共に既発表の、岩本美砂子「日本」に加筆修正したものである。同研究を単著として発表するという目的が未だに果たせないでいるが、二〇〇五年に横山文野氏は若くして物故された。心よりの追悼を捧げたい。